

「川崎市建築基準条例」及び「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」の一部改正に係る御意見を募集します

川崎市では、建築基準法第40条及び第43条第3項等の規定に基づき、地域の特性に応じて法令の規定に制限を付加すること等を目的として、「川崎市建築基準条例」を定めています。

また、同様に建築基準法第40条の規定に基づき、不燃化重点対策地区内における建築物の構造に関する制限の付加等を目的として、「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」を定めています。

この度、法令の一部改正等に伴い、「川崎市建築基準条例」及び「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和6年6月3日(月) から 令和6年7月5日(金)まで ※当日消印有効

2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）、まちづくり局指導部建築管理課（川崎市役所本庁舎18階）

3 閲覧物

「川崎市建築基準条例」及び「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

4 意見の提出方法

御意見は次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子メール（専用フォーム）

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

(2) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局指導部建築管理課（川崎市役所本庁舎18階）

(3) FAX

FAX番号 044-200-3089

※ 意見書の書式は自由ですが、必ず「**題名**」、「**氏名**（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「**連絡先**（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。（別添「意見書」を御活用頂いても結構です。）

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

5 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

6 問い合わせ先

まちづくり局 指導部 建築管理課

電話番号 044-200-3018